

山梨県公報

第二千五百十七号

平成二十七年

六月十一日

木曜日

目次

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	三八一
○平成二十七年における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則……………	三八一
○第二項の知事が指定する日……………	三八一
○換地計画の決定……………	三八一
○県営土地改良事業計画の変更……………	三八一
公 告	
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………	三八二
○換地処分の実施……………	三八四
公安委員会	
○一般競争入札について……………	三八四
その他	
○土地収用法施行令に基づく公示送達……………	三八五

告 示

山梨県告示第九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十七年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 都留市上谷五丁目七百八十四番三、七百八十四番十三、七百九十番一及び七百九十番八の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第二百号

平成二十七年における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、平成二十七年六月十二日から同年七月十日までの日及び同年八月三十一日から同年十一月三十日までの日とする。ただし、同年七月十日にあつては午後五時前に、同年八月三十一日にあつては午後五時以後に利用を開始する場合に限り、許可を要しないものとする。

平成二十七年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第二百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(鳥原平地区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十七年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十七年六月十二日から同年七月九日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所
- 四 異議申立期間
平成二十七年七月十日から同年七月二十四日まで

山梨県告示第二百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農地環境整備事業・八幡西地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ